

漁業就業者の確保・育成対策の充実強化を求める意見書（案）

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給のみならず、漁村地域における経済活動を支え、国土の保全及び海洋環境の保全等の面でも重要な役割を果たしており、地域社会の維持・発展に不可欠な基盤となっている。

しかしながら、漁業・養殖業の生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業就業者数も年々減少の一途をたどっている。本県における漁業就業者数は、令和 5 年時点で、ピークであった昭和 3 8 年と比較して約 8 割減少しており、さらに、直近 1 5 年間でも半減していることから、新たな担い手となる漁業就業者の確保・育成は長年の課題である。

水産基本法（平成 1 3 年法律第 8 9 号）第 2 3 条においては、国が水産業を担う人材の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずることとされている。国においては、漁業就業者の確保・育成対策として経営体育成総合支援事業を実施し、漁業現場における長期研修への支援等を行っているものの、都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置が講じられているとは言い難い状況にある。

また、農業分野においては、就業直後の不安定な時期における経営確立を支援する給付金制度が整備されているのに対し、漁業分野にはこれに相当する制度が存在しない。漁業技術の習得から独立後の経営安定に至るまでを一体的に支援する体制を整備することにより、就業希望者の増加及び長期研修修了後の定着率の向上を図ることが強く求められる。

よって、国におかれては、これらの実情を踏まえ、漁業就業者の確保・育成対策の充実強化に向け、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 経営体育成総合支援事業について、現場の事業実施に支障が生じないように、都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じること
- 2 就業後の経営安定及び定着促進を図るため、農業分野における新規就農者に対する支援制度等も参考にしつつ、特に収入が不安定な就業直後における経営確立を支援する給付金制度等を創設すること

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄

(提 出 者)

岩田 弘彦

長坂 隆司

岩井 弘次

中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣